



一部が公費負担となる定期接種として「肺炎球菌」、「带状疱疹」、「インフルエンザ」および「新型コロナ」の予防接種を行います。予防接種の最新情報（自己負担金額など）は市 **HP** や広報紙などで随時お知らせします。高齢者の予防接種は自らの意思で接種を希望する人へのみ実施し、接種の義務はありません。

## 肺炎球菌

- ▶ 実施期間 ◀ 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- ▶ 対象者 ◀
  - 接種日当日に65歳の人（66歳の誕生日前日まで）
  - 接種日当日に60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害で身体障害者手帳1級の人（接種時に手帳の提示が必要）
- ※ 過去に「高齢者の肺炎球菌ワクチン」を接種したことがない人
- ※ 対象者には、誕生月の翌月に、個別に通知（はがき）

## 带状疱疹

- ▶ 実施期間 ◀ 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- ▶ 対象者 ◀
  - 過去に带状疱疹ワクチンを接種したことがない人で下表のいずれかに該当する人
  - ※ つぎの生年月日にあてはまる人は、誕生日前でも接種できます。（令和9年3月31日まで）

65歳	昭和36年4月2日生～昭和37年4月1日生	85歳	昭和16年4月2日生～昭和17年4月1日生
70歳	昭和31年4月2日生～昭和32年4月1日生	90歳	昭和11年4月2日生～昭和12年4月1日生
75歳	昭和26年4月2日生～昭和27年4月1日生	95歳	昭和6年4月2日生～昭和7年4月1日生
80歳	昭和21年4月2日生～昭和22年4月1日生	100歳	大正15年4月2日生～昭和2年4月1日生

- 接種日当日に60歳以上65歳未満の人で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害で身体障害者手帳1級の人（接種時に手帳の提示が必要）
- ※ 対象者には、6月頃（予定）に個別に通知（はがき）
- ※ 制度開始の令和7年度から令和11年度までの5年間（経過措置の期間）は、それぞれの年度に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方も対象となります。期間内に未接種の場合でも5年後に改めて対象になることはありません。

### ▶ ワクチンの種類 ◀ いくつかのワクチンを選択して接種できます

	生ワクチン	組換えワクチン
接種方法	皮下に接種	筋肉内に接種
接種回数と間隔	年度内に1回	年度内に2回（2か月以上間隔をあける） ※ 2回とも年度内に接種すること
接種条件	病気や治療によって免疫の低下している方は接種不可	免疫の状況にかかわらず接種可能
接種後効果の果	1年後	6割程度
	5年後	4割程度
	10年後	—

※ 組換えワクチンを選択した場合、病気や治療により免疫の機能が低下したまたは低下する可能性がある人などは、医師が早期接種が必要と判断した場合、接種間隔を1か月まで短縮できます。

## インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症

- ▶ 実施期間 ◀ 令和8年10月1日～令和9年3月31日（予定）
- ▶ 対象者 ◀
  - 接種日当日に65歳以上の人
  - 接種日当日に60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害で身体障害者手帳1級の人（接種時に手帳の提示が必要）

## 共通事項

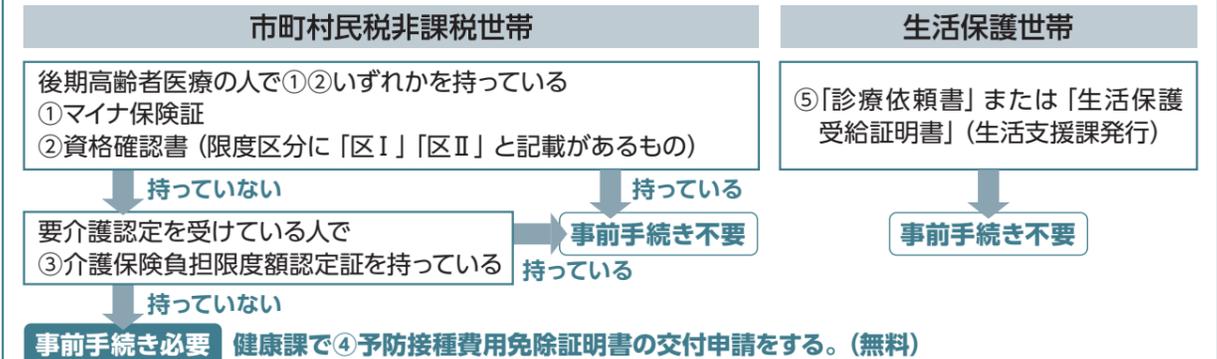
### 接種のながれ



#### 予防接種の実施医療機関へ予約する

宗像・福津市内の医療機関のほか、福岡県内の広域化実施医療機関でも接種できます。市町村民税非課税世帯の人と生活保護世帯の方は接種費用の免除が受けられます。免除を希望する方は、①～⑤のいずれかの接種費用免除証明書を接種時に医療機関に提示してください。

#### 接種費用免除証明書



#### ▶ 交付申請に必要なもの ◀

- 本人または同一世帯の家族が申請：本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- 代理人が申請：委任状、代理人本人の本人確認書類（同上）
- ※ 審査後、交付します。
- ※ 転入、未申告などの理由により、課税状況が確認できないときは、別に非課税証明書提示（又は申告）が必要となります。

### 接種日当日

- ▶ 持ち物 ◀
  - 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
  - 接種費用（免除を受ける人は上図の証明書類①～⑤いずれか）
  - ※ 費用免除の証明書類は、接種時に必要です。後日持参されても返金はできません。
  - ※ 費用免除を希望する方は、その旨、医療機関窓口で申し出てください。
  - 身体障害者手帳（該当者のみ）

## 実施医療機関以外で予防接種を希望する方へ

接種前に手続きが必要

入院、施設入所等の理由で、実施医療機関以外で予防接種を受ける場合は、宗像市が発行する「予防接種実施依頼書」が接種時に必要です。予防接種を受ける前に「予防接種実施依頼書発行願い」を市へ提出してください。審査後に「予防接種実施依頼書」を交付します。一旦、接種費用を全額自己負担で支払います。接種後、市へ費用請求書類を提出いただくと市の助成金額の範囲内で払い戻しをします。

※ 予防接種実施依頼書とは、予防接種法に基づく定期予防接種を指定医療機関以外で受ける際、その実施責任が宗像市長にあることを明確にする書類です。予防接種実施依頼書がない場合、予防接種による健康被害などの補償が受けられませんのでご注意ください。

## 健康被害救済制度について

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害（病気になったり、障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすることはできないことから、救済制度が設けられています。予防接種（定期接種、臨時接種）による健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済が受けられます。